

社会福祉法人の法人税非課税扱いの堅持について(要望)

先般、政府税制調査会等において法人税改革の議論が行われ、政府は骨太方針の中で長期戦略の一つとして法人税(法人実効税率の引き下げ)を明記しています。その一方で代替税源の確保のため、社会福祉分野のうち企業等の多様な主体の参入が認められている分野について「経営形態間での公平性の確保(イコールフットィング)」の観点から、当該事業を実施する社会福祉法人への課税が検討されております。

障がい者に対する社会福祉事業はユニバーサルサービスの一つであり、本来であれば国の責務として行うべき事業であるため、純粋な市場原理だけで需要と供給のバランスが取れるものではありません。社会福祉法人は、行政権限として実施される措置の受託義務を負うほか、民間であれば参入しないような採算が見込めない地域や福祉事業等(例えば、山間部や離島等へのサービス提供や特別な配慮が必要な人への支援)であっても積極的に基盤整備を推進するなど、公益性の高い法人としての役割を担ってきました。

今回の議論では、単純にイコールフットィングの観点からのみ社会福祉法人への課税案が示されておりますが、社会福祉法人は事業により得た利益を福祉事業以外に使用してはならない外、法人の解散時にも残余財産は最終的に国庫へ帰属するなど、運営上のさまざまな規制と社会的使命が定められており、その代わりとして法人税が非課税扱いとなっております。

社会福祉法人に対する法人税課税の議論は、60 数年間にわたる日本の社会福祉制度の根幹に関わる重大な問題であり、今日まで地域社会の福祉を担ってきた社会福祉法人に対する法人税課税は、安易な財源確保の視点であって「強きを挫き、弱きを救う」という政治本来の在り方から離脱するものであり、本要望の趣旨をご理解頂き、政府与党への働きかけをお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月 12 日

経済再生・経済財政大臣 甘利 明 殿

神奈川県身体障害施設協会
会 長 田 中 誠 一